

在職老齢年金について

在職老齢年金とは？

簡単に言うと、働きながら老齢厚生年金をもらっている方が、もらっている給料や年金によって年金の一部または全部が停止になる制度

在職老齢年金の計算式

$$\text{調整後の年金受給「月額」} = \text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \boxed{51\text{万円}}) \div 2$$

※令和7年度

基本月額	老齢厚生年金の報酬比例部分の「月額」換算額
総報酬月額相当額 ①+②	①当該月の標準報酬月額 ②当該月以前1年間の標準賞与額÷12

在職老齢年金のメモ

- ①「基本月額」は、老齢「厚生」年金の中でも「報酬比例部分」のみが対象となります。
老齢「基礎」年金は一切関係ありません。
- ②「基本月額」は文字通り「月額」です。年額表示の場合は12ヶ月で割ります。
- ③停止額は、「基本月額」と「総報酬月額相当額」を合わせた金額が51万円(令和7年度)を超えた部分の1/2の年金が停止。
- ④停止額が「基本月額」以上となると年金が全停止。
- ⑤停止になった部分については、年金を繰下げ(遅くもらうことによって年金額が増える仕組み)をしても、増えません。
- ⑥70歳以降も対象です。

令和8年度からは「51万円(支給停止基準額)
→62万円(※2024年度価格)(※実際の金額は変動します)」へ引き上がります。

<事務所より>

先日、水町勇一郎先生のオープンセミナーに参加させていただきました。顧問先のお客様からの質問に対する返答の根拠を水町先生の「労働法」からもくることが多い、生の先生のセミナーは本の通り、とても深みがあり、感動しました。

今月の年金相談日は8,11,25日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com